警報等が出たら

屋外での火の使用を制限します

令和８年１月１日から、従来の火災警報に加え、「林野火災警報」「林野火災注意報」の運用が開始されました。

警報が発令されると、以下のことが禁止になります。



警報発令時の禁止事項

- ☐ 山焼き・野焼き
- ☐ 花火（がん具用を含む。）
- ☐ 屋外での火遊び・たき火
- ☐ 屋外での燃えやすい物（落ち葉など）の近くでの喫煙
- ☐ 山林、原野などでの喫煙



警報が出たら、

直ちに火や灰の始末をしてください。

（水をかけるなど）

警報に従わなかった場合は、消防法により

３０万円以下の罰金又は拘留が科せられます。

※「林野火災注意報」が発令されたときは、たき火などの屋外での火の使用を行わないように努めて下さい。やむを得ずたき火などを行う時は、消防署にご連絡ください。

問合せ先



火災警報等の発令に関すること……常陸大宮市消防本部警防課（53-1153）

火の使用制限等に関すること……常陸大宮市消防本部予防課（53-1156）